



B-1.

バイオマスフラ識別表示制度

2006年6月（第1版）

2009年10月（改定）

2011年9月（改定）

2012年7月（改定）

日本バイオプラスチック協会

まえがき

地球温暖化防止の観点と化石資源消費削減の重要性を鑑み、日本バイオプラスチック協会（以下JBPA、旧名：生分解性プラスチック研究会（BPS））は、バイオプラスチック製品の識別表示制度を制定した。

バイオプラスチック識別表示制度は、一般消費者がバイオプラスチック製品を容易に識別できるように、JBPAが定める識別表示基準に適合する製品を“バイオプラスチック”として認証し、別に定めるバイオプラスチックのシンボルマークの使用を許可する制度である。ここでいうバイオプラスチックとは、再生可能な有機資源由来物質をプラスチック構成成分として所定量以上含むプラスチック製品をいう。JBPAの識別表示制度は、一般消費者のバイオプラスチックへの理解を広め、バイオプラスチックの普及を促進することを目的とするものである。

[用語の説明]

・バイオプラスチック

再生可能な有機資源由来の物質を含む原料より、化学的又は生物学的に合成することにより得られる高分子材料。

（化学的に未修飾な非熱可塑性天然有機高分子材料は除く）

・バイオプラスチック

バイオプラスチックを製品中に含み、JBPAが定める識別表示基準に適合する製品をいう。

・バイオマス由来熱硬化性プラスチック原料

再生可能な有機資源由来の物質から得られる熱硬化性プラスチック原料。

・バイオプラスチック度

原材料、製品に含まれるバイオプラスチック又はバイオマス由来熱硬化性プラスチック原料組成中のバイオマス由来成分の全体量に対する割合（重量％）。

・製品

一般的にプラスチックとして認識されて商取引、使用されるもの。

・材料

製品をつくるために使用され、その製品中に存在するもの。

ただし、化学反応を利用した製造法でつくられた製品の場合は、その反応生成物も材料に該当するものとする。

・成分

材料のうち、単一物質であるもの。

・無機材料（成分）

材料、成分のうち、無機物のみからなるもの。

天然無機材料：天然物であって、物理的操作のみ加えられた無機材料

合成無機材料：化学的操作を経て合成された無機材料

・有機材料（成分）

無機材料（成分）以外の材料、成分。

天然有機材料（成分）：有機材料のうち、天然に存在する材料、成分。

・ポジティブリスト（PL）

バイオプラスチックに適合する製品をつくるのに適したものであると判定された材料、成分を記載したリストで、バイオプラスチック及びバイオプラスチックを含むコンパウンド、フィルム等のリスト。

・シンボルマーク

JBPAが認定したバイオプラスチックに与えられる識別表示のためのマーク。

1. 識別表示基準

- (1) バイオマスプラの全ての構成材料（成分）は、別途定める使用禁止物質に該当しないこと。
- (2) バイオマスプラスチック 及び バイオマス由来熱硬化性プラスチック原料は J B P A の P L 作成基準を満たしていなければならない。
- (3) バイオマスプラの全ての構成材料（成分）は、原則として、J B P A 識別表示委員会（以下当委員会）に開示されなければならない。
- (4) バイオマスプラは、バイオマスプラスチック又はバイオマス由来熱硬化性プラスチック原料組成中のバイオマス由来成分を、製品中に 25.0 重量%以上含むプラスチック製品でなければならない。
- (5) 鉛、カドミウム、水銀及び六価クロムを含む化合物の使用を禁止する。
意図的使用がない場合でも、これら特定有害物質の製品中に於ける含有量は、別表 1 に示す値を超えてはならない。
- (6) 製品全体としてはバイオマスプラの認定基準を満たさない場合であっても、5 項の「部分限定シンボルマーク使用承認基準」を満足する場合は、バイオマスプラ部分に対してシンボルマークの使用を認めるものとする。
- (7) バイオマスプラを表示する場合は、登録番号を付記することを原則とする。
- (8) バイオマスプラの識別表示については、当委員会の運用基準を遵守しなければならない。

別表 1 特定有害物質の最大許容濃度（閾値）

有害物質	最大許容濃度（ppm）
鉛	1000
カドミウム	100
水銀	1000
六価クロム	1000

EU 指令（RoHS（電気電子機器の特定有害物質使用規制）指令、ELV（使用済み自動車）に関する指令、）を参考に決定。

2. シンボルマーク運用基準

- (1) 当委員会は、バイオマスプラの識別表示についての一切を判断する。シンボルマークの使用の許可を受ける者は、対象となるバイオマスプラの識別表示に関して、当委員会の指示に従わなければならない。
- (2) シンボルマークの使用の許可を受ける者は、申請書を以て当委員会にその使用内容を予告し、使用許可を受けなければならない。
- (3) 使用許可を受けた者は、許可を受けたシンボルマークを無断で第三者に使用させてはならない。但し、シンボルマーク付き材料・部品がそのままその顧客の商品に使用される場合には、その顧客企業はシンボルマークの使用許可を受ける必要はない。その場合には、そのシンボルマークの使用許可を受けた者がその事実を事前に文書で識別表示委員会に届け出なければならない。
- (4) シンボルマークの使用許可を受けた者は、当該製品を当委員会に寄託しなければならない。
- (5) シンボルマークの使用有効期間は、使用許可を受けた日から3カ年とする。ただし、期限内に使用継続の申請を行った場合はこの限りではない。
- (6) シンボルマークの使用内容を変更する場合は、予め変更内容を当委員会に届け出なければならない。
- (7) バイオマスプラの構成（成分、形状）内容を変更し、当委員会が使用を認めた製品内容と異なるものとなった場合は、直ちに当該製品へのシンボルマークの使用を中止しなければならない。ただし、予め変更内容について新たにシンボルマークの使用許可を申請するか、あるいは当委員会に連絡し、承認を受けた場合はこの限りではない。
- (8) 生分解性が訴求される分野の製品で、生分解性がグリーンプラ識別表示基準に適合しないバイオマスプラ製品については、消費者の混同を避けるための措置を要求することがある。
- (9) バイオマスプラで、そのシンボルマークに「バイオマスプラスチック度」の表示を付する場合は、別途定める表示方法に従うものとする。
- (10) シンボルマークの使用について疑義が生じた場合は、当委員会に諮った上で、その指導を受けなければならない。
- (11) マーク使用承認を得た上市製品の紹介文書等の記載内容に疑義が認められた場合、そのシンボルマーク使用の許可を受けた者はマーク管理部会からの問い合わせに対し3ヶ月以内に回答することが求められ、疑義を晴らす責任がある。
- (12) 前項において、3ヶ月以内に回答が得られなかった場合、マーク管理部会はマーク使用許可証の失効を課することができる。その場合、当委員会はマーク使用者に失効を通知し、その事実をホームページに掲載する。

(13) シンボルマークの使用については、使用許可を受けた者が全ての責任を負う。

(14) シンボルマークの使用許可を受けた者が当協会を退会した場合、退会した期日を以ってシンボルマークの使用許可は無効となる。当委員会はその事実をホームページに掲載する。

3. シンボルマークの使用申請

(1) 新規にシンボルマークの使用許可を受けるか、あるいは既得のシンボルマークの使用について申請内容の変更を希望する場合は、当委員会の識別表示基準ならびに運用基準に従って申請しなければならない。

(2) J B P A 正会員、賛助会員及びマーク会員（期間限定マーク会員を含む）は、シンボルマークの使用について下記に従い申請することができる。

① 申請対象となるバイオマスプラを構成する全ての材料（成分）と使用量を申請書（様式 X-2）に記載する。

② 申請対象となるバイオマスプラに含まれる特定有害物質（別表 1）の測定値、あるいは合理的な推定値を申請書（様式 X-2）に記載する。測定値を記す場合は、測定方法などに関する分析報告書を添付し、推定値を記す場合はその合理的根拠を明示するものとする。注：シンボルマーク申請時に特定有害物質の測定値を有しない場合でも、当委員会に相談の上、申請することが可能（暫定措置）。

④ 申請対象となるバイオマスプラを成形（加工）する方法等について特記事項があれば申請書（様式 X-2）に記載する。

⑤ シンボルマークの使用内容、使用範囲を申請書（様式 X-2）に記載する。

⑥ 申請者は、申請書（様式 X-2）に②で求められる資料を添付して、原則として申請するバイオマスプラサンプルとともに当委員会に提出する。

⑦ 審査結果は、当委員会が発行するシンボルマークの使用許可書（不許可の場合はその理由）を以って申請者に通知する。

(3) 申請書、添付書類、寄託されたバイオマスプラは当委員会が厳重に保管し、申請内容の秘密は厳守する。ただし、シンボルマークが使用されているバイオマスプラ（製品名）については、ホームページ上等で紹介する場合がある。

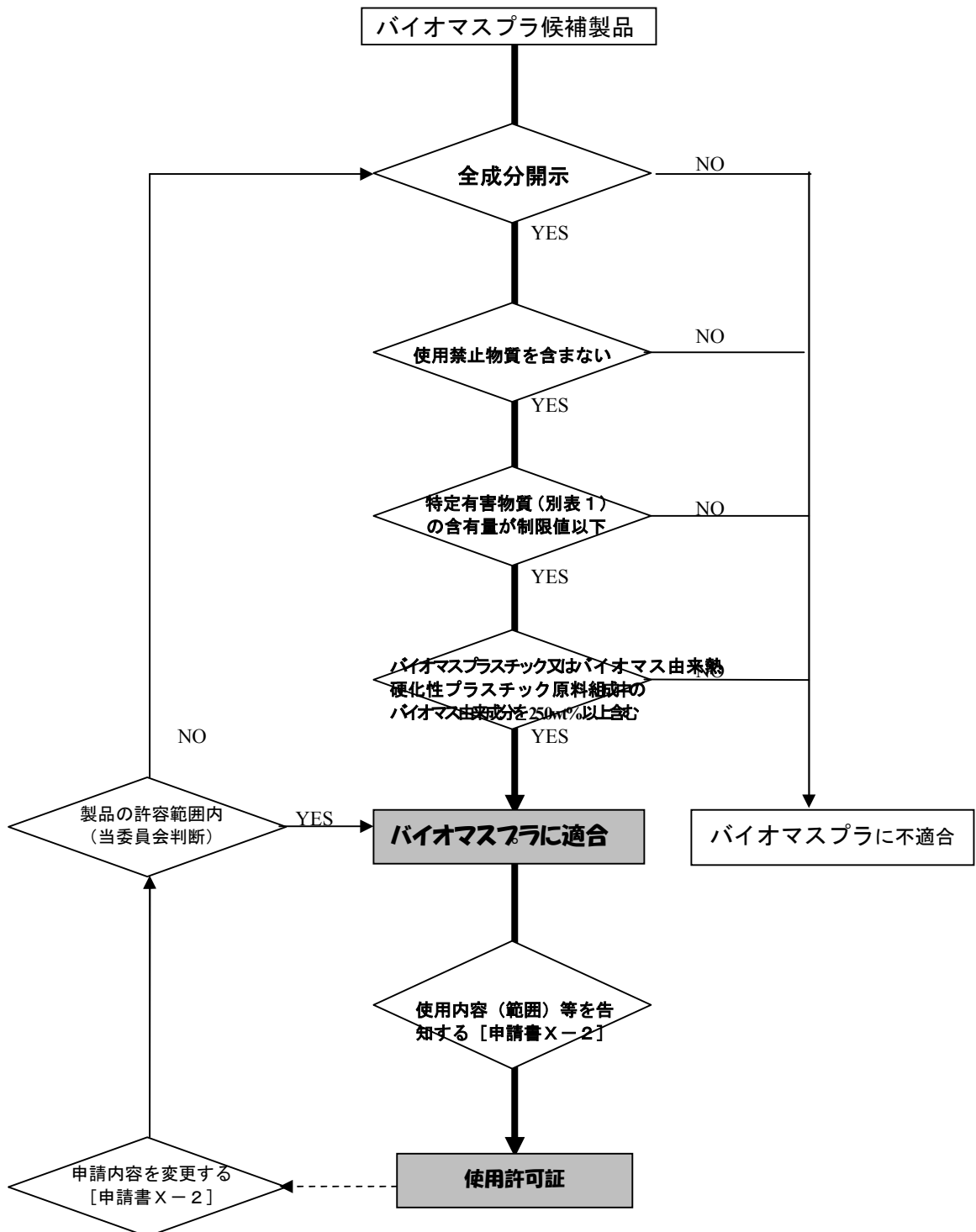
参 考

別添資料

様式 X-2

4. 識別表示に適合するバイオマスプラ

バイオマスプラが当委員会の識別表示に適合するかは以下のフローにより確認する。



5. 部分限定シンボルマーク使用承認基準

全体としてはバイオマスプラの認証基準に未達の製品であっても、バイオマスプラ部分とその他の部分との識別が容易な場合は、バイオマスプラ部分に対してシンボルマークの使用を認めるものとする。

申請者は申請に際して、識別が容易なることを証明しなければならない。

シンボルマークの使用を許可された者は、シンボルマークの対象（或いは対象外）を明示しなければならない。